

令和元年度 第4回 堺市地域福祉計画推進懇話会（成年後見・再犯防止関係） 議事要旨

開催日時 令和元年11月15日 午前10:00～11:45

開催場所 堺市総合福祉会館 3階 第2会議室

出席委員 井村委員 幸家委員 中西委員 西田委員 三田委員（進行役） 森田委員
渡邊委員（名簿順）

欠席委員 なし

傍聴者 なし

1. 第3回懇話会でのご意見と対応（案）

（資料1、3について事務局より説明）

（委員）

資料3の p.46 に、堺市には大阪刑務所以外に医療刑務所や少年鑑別所等もあることを入れてもらったが、こうした国の施設は再犯防止に十分活用していただけたらと思うので、よろしく願います。また、近畿ブロックの再犯防止実務担当者協議会のことも記載された。これは、再犯防止推進法で7月が国民の関心や理解を深める再犯防止啓発月間と定められ、その取組の1つとして、前年度から大阪高等検察庁、大阪矯正管区、近畿の地方更生保護委員会、大阪法務局の共催で開催しているもので、今年度は数多くの地方公共団体に参加していただいた。依存の問題を抱える犯罪をした人への支援のあり方をテーマとして開催した。関係機関との情報共有や連携強化を図るうえで活用いただければと思っている。

p.47 の就労支援の推進の項に大阪法務少年支援センターが追記された。非行や犯罪の防止や、青少年の健全育成に関する地域援助業務を行っており、堺市でも活用していただける機関なので、記載されてありがたいと思う。雇用主の方のニーズに応じて、再犯防止や職場定着のための具体的な見守りのしかたの助言等を行っているのをご活用いただければと思っている。

（事務局）

委員や矯正管区の方からご助言をいただき、修正したものである。法務少年支援センターは学校とも連携しているとお聞きしており、福祉、矯正、学校教育の分野がつながっていくきっかけにもなると考えているので、引き続きよろしく願います。

（委員）

資料1の法人後見の項に書かれていることを、当法人のミーティングで話をしたところ、権利擁護サポートセンターへの要望として、法人後見を行っているNPO法人のリストと団体で行っていることを取りまとめ、連携ができるように顔が見える場をつくってほしいということと、リストをふまえて、各々が担当することが適切な案件があれば紹介してほしいという意見が出されたので、ご報告する。

（委員）

法人後見については、NPO法人とともに、社協での取組が全国的に行われている。権利擁護サポートセンターでも法人後見ができるしくみがあり、現状では1件受任しているとのことだが、今後は増やしていく方向なのか。また、NPO法人とのすみ分けをどのように考えているのかを教えてほしい。

（事務局）

権利擁護サポートセンターの体制と深く関わる問題であり、現行プラスアルファの体制では自ずと限界がある。現状をふまえると大きく伸ばしていくことは難しいと思っており、NPO法人や社会福祉法人の社会貢献活動としての取組を推進する方が、現実的だと考えている。

（社協事務局）

権利擁護サポートセンターでの法人後見は社協の自主事業として行っているが、これは、N

PO法人や社会福祉法人の法人後見を推進していくうえで、社協も実施していないとネットワークが組みにくいということと、他の団体では対応しにくいケースには、最後の砦として社協が関わるべきだと考えて取り組んでおり、件数を増やしていくという考えではない。

(委員)

体制が整っていけば、社協が受けることがふさわしいケースは受任するというすみ分けは考えられている、と理解する。

2. 「(仮称) 堺あったかぬくもりプラン4」の概要(案)

(第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画)

(資料2について事務局より説明)

(委員)

計画の名称が仮称となっているが、どうなるのか。

(事務局)

計画の名称については悩んでおり、「堺あったかぬくもりプラン」という名称は浸透していないというご意見もいただいているが、地域福祉計画と社協の地域福祉総合推進計画を一体的につくっているのだから、包含する名前が必要だということで名付け、第3次まですすんできたので、仮称を外していきたいと考えている。

(委員)

細かなことだが、第1章で「再犯防止推進計画」を包含すると書かれているのは、正しくは「地方再犯防止推進計画」だと思うので、訂正してほしい。

(事務局)

スペースの加減もあるが、可能な限り反映したい。

3. 「(仮称)」堺あったかぬくもりプラン4(案)【中間まとめ案】

(資料3、参考資料について社協事務局より説明)

(進行役)

追加された図の説明が中心だったが、他の部分も含めてご意見があればお願いします。

(委員)

担い手の問題について、市民後見人はボランティアベースでもらっているのだから、はたらかせかけが難しい面もあり、活動している人どうしのネットワークで結びつけていくことも必要になるのではないかと思う。また、民生委員は地域ベースで活動されており、選出のルールも明確に決まっているが、地域によって厚さに差があるなかで、厚いところは範囲を広げるなど堺市全体を地域として見るような広い視点の発想なども考えていかないと、地域格差が出てきてしまうと思う。

(事務局)

民生委員は小学校区を中心として活動され、推薦もしていただいているが、活動のサポートは区単位で行ったり、地域包括支援センターにもいっしょに取り組んでいただいたりするなど、校区にとらわれない活動も行われている。一方、校区によっては活動や地域のつながりが難しいなど、さまざまな事情があることもお聞きしている。

(委員)

行政サービスは標準化されるが、ボランティアベースの活動でもシステムとして行われている以上は、できているところとできていないところをどう調整するかが、地域福祉計画では必要だと思う。

(委員)

参考資料に民生委員さんの活動の負担感が書かれており、「災害のときには迎えに来て、と言われる」などの話も聞く。一方、地域包括支援センターもゆるやかに連携するよう取り組ん

でおり、会議に入らせてもらって情報共有ができてきている校区もあるが、「外の者がなぜ入ってくるのか」と言われる校区も多いと思う。堺市でも、地域を支えていくために見守りネットワーク事業が行われており、CSRとして地域に貢献したいという事業所は結構ある。私のセンターでも、民生委員だけでは支えきれないときなどにマッチングする取組を行っており、例えば、介護予防は、見守り事業所として登録している地域の介護保険事業所や整骨院などに来てやってほしい、という地域のニーズも上がっている。賛否はあると思うが、そうしたことを書けば、民生委員の負担感も薄まると思う。

(委員)

p. 8 の下から2行目の「まぎすため」など、誤記がある。人口の自然動態の項でも年と年度が混じっているなど、表記の問題が目についた。p. 9 の介護保険制度の項の「65歳以上の人口に対する割合」という表現もわかりにくく感じたので、検討してほしい。

(事務局)

誤記についてはお詫びする。わかりやすく読みやすい表記とするよう、見直しを行いたい。

(委員)

なり手不足の悩みは保護司も同じであり、民生委員と同じような取組をしているが、今後は自治会や自治連合会との連携が大事になってくると思う。これまで、保護司は秘密で対応している部分があり、地域のなかであまり知られていない面があるが、再犯防止推進法ができ、地域との関わりを密接に持っていきたいと考えている。p. 47 に民間更生保護活動の周知や支援について書かれているが、市民にもっと理解していただくために、保護司だけでなくすべての更生保護ボランティア団体の活動紹介を、市のホームページや広報紙に入れてほしいと思う。例えば柏原市では、市長、市議会議長と更生保護ボランティア団体の懇談会を行い広報に掲載されたが、そのようにすればたくさんの市民が見られるので、堺市でもお願いしたい。

なお、市職員向けのポータルサイトで保護司のPRをして、希望者が1名出たと聞いており、ありがたいと思う。もっと積極的にはたらきかけるようお願いしたい。

(進行役)

保護司は市職員が兼務してもよいのか。

(事務局)

人事担当部局に相談のうえ、問題ないという確認を取っている。

(進行役)

これまで、保護司さんが地域の方とつながることが、難しい感じがあったということか。

(委員)

犯罪や非行をした人が保護司の家に入出入りすることがわかると、違った見方をされる面もあるので、保護司になったことは表に出さず、まわりの人は知らないというかたちになっていた。

(進行役)

なり手がいないなかで、役割だけがどんどん増えていくという状況だと思う。

イメージ図が追加されているが、これでよいか。

(委員)

p. 54 の権利擁護支援の図は、基本的に厚生労働省の図に倣っていると思うが、「協議会」にかかっている機関等は「地域連携ネットワーク」のメンバーだと思う。また、協議会の構成メンバーはどのように想定しているのか。

(事務局)

ご指摘のとおりで、例えば「金融関係団体」が協議会に入るかなどは熟議されていないので、表記については検討したい。協議会のメンバーは、実際に運用していくうえでの権利擁護サポートセンターや関係機関との調整ができていないので、現時点では未定である。

(進行役)

この図で「家庭裁判所」だけが色が違うのはなぜか。

(事務局)

厚生労働省の図で色分けがされているので、倣ったものである。

(進行役)

矢印が目に入る気がするので、デザインを考えてほしい。

(委員)

p. 48 の更生支援のネットワークの図は特に問題ないと思うが、「矯正分野の専門機関」として保護観察所も記載されており、同じ法務省の組織でも矯正と更生保護で違うところもあるので、「矯正と更生保護分野の専門機関」として方が適切だと思う。

p. 10 の再犯防止のデータについて、平成30年と書かれているのは平成29年の数値だと思うので、確認してほしい。また、「2年以内の再入者」という表現があるが、わかりにくいので、例えば、「刑務所出所後2年以内の再入者」などの表現ではどうか。

(事務局)

ご意見をふまえて検討したい。再入者の表現はいただいた資料のものを用いさせていただいたが、よりわかりやすくするよう検討したい。

(委員)

p. 47 の就労支援については、記載されているように充実を図ることが大事だが、市民の方にももう少し具体的にイメージしていただくには、例えば、就職したい人の相談にのり、きちんと採用に結びつけ、職場に定着させるという一連の流れを総合的にやる、などの表現が好ましいと思う。特に、職場への定着が重要な課題になっているが、なかなか難しい実情があり、協力雇用主の方も困っている。大阪府は協力雇用主が非常に多く全国一だが、実際に雇用しているところは全国一ではない。マッチングがうまくいかないなどの要因もあると思うが、雇用することへの不安が拭いきれないとふみ切れないので、改善していけるとよい。また、出所する人の側の意識やスキルの問題もあるが、トラブルを起こしたときのサポートができれば、定着率は高まっていく。きちんとサポートすれば、失敗しても次に結びつくと思うので、出所者と雇用主への支援を両輪ですすめていくことが大事だと思う。

(進行役)

p. 47 には、地域生活を支えるための支援として、就労、住居確保、福祉サービスの支援があげられているが、その前に、孤立させないための見守りなどの基本的なところがあってもよいという気がする。

(事務局)

ご指摘をふまえて検討したいが、孤立を防ぐ取組は「犯罪や非行を起こしにくい地域づくりの推進」の項に記載しており、生活を支えるための支援として市がすべきこととしては、相談援助やサービスにつなぐことが優先されると考えて記載している。就労支援については、市としてどこまで具体的に書けるかは悩ましいところである。前回もお話ししたように、事例などを通していっしょに考える機会が持てればと思っているので、よろしくお願ひしたい。

(委員)

p. 43 の包括的な相談支援の図は、市民の方が見たときに、市が重点的に取り組むところがどこなのかわからないのではないかと。縦割りについて、最後にチームによる支援となっているが、複合的な課題などの調整やコーディネート機能とはどのようなことで、市が何をしようとしているのかもよくわからず、この図を見てイメージが湧く人がいるのかと思う。

(事務局)

市が重点的に取り組むことは区の保健福祉総合センターの部分となるが、市だけではさまざまな課題を解決できないので、地域とのコーディネート役として活躍している社協や事業者などと連携するということが、図が広がった。区役所を中心とした相談支援についても縦割りだと言われており、どうクリアするかを課題として取り組んでいきたいと考えている。即効性のある方法はないので、時間をかけながらかたちをつくっていききたいと思っているが、わかりに

くい図になっていることはご指摘のとおりだと思います。

(進行役)

私もこの図を見たときに基幹型包括支援センターだけが浮いている感じがしたが、良く解釈すると、いろいろな矢印が立体的につながるということだと思います。

(委員)

1枚の図に表すことは難しいと思う。

(進行役)

分けてしまうと図の意味がないが、このようにすればわかりやすいというご意見はないか。

(委員)

図にするから難しいが、必要なのか。要は、どこに相談してもよいということではないのか。

(進行役)

図しか見ない人もいるかもしれないので、こういう機関があるということを知ってもらっただけでも意味はあると思う。

(委員)

矢印が伸びていくのが縦割り感になるのであれば、身近な相談先で一旦区切り、そこから延びるイメージにすれば、身近なところに行けばどこかにつながるラインがあるという感じになるのではないか。個人情報の問題があるが、緩和やシステム化を行えばよい。

(進行役)

身近な相談先で止まるのであれば、この図は必要ない。

(委員)

身近な相談先で一旦集約し、そこから広がるということである。

(進行役)

身近な相談先として書かれているピアサポートや民生委員、校区ボランティアビューローがどこにあるのかも知らない人がおり、ここだけで受けるのは意味がない。

(事務局)

身近な相談先で受けるものもあるが、直接、区や市域の機関などに相談することもあるということを示しており、もう一度整理したい。

(進行役)

市の機関に直接相談することを平面の図で読み取ってもらうには、なんらかの工夫が必要である。苦勞してつくってもらったが、シンプルな方がわかりやすいと思う。

(事務局)

ご指摘いただいた内容は理解したので、あらためて検討する。

(進行役)

p. 44 のケース会議等の図はすっきりしているが、日常生活圏域コーディネーターは社協の総合推進計画のなかでも多く記載されており、大事なつなぎ役が日常生活圏域コーディネーターだけで大丈夫か。すごく重要な役割なので、この図を出すのであればきちんと位置づけていかないと、限られた人材では倒れてしまうのではないかと思った。

(委員)

日常生活圏域コーディネーターは全体のつなぎ役として非常に重要だと思って期待しており、p. 43 の図でもはたらきがわかるようにした方がよいと思う。

(委員)

p. 55 からの成年後見制度の利用促進では、保佐、補助類型や任意後見、申立支援についてもあげられているが、市長申立について、虐待などの緊急性があるケース以外で対象になるものとならないものがあり、平準化やルールづくりが必要ではないか。また、市長申立を保佐ぐらゐまで広げることは検討していないのか。

(事務局)

区やニーズの状況によって違う部分があるが、保佐類型での市長申立は既に実施している。市長申立については、もう少し速やかにすすめてほしいなどのご意見をいただいております、事務の簡素化が難しい面もあるが、職員のスキルアップ研修なども実施しており、引き続き積み上げていきたいと思っている。

(委員)

日常生活自立支援事業からの移行についても、保佐類型を視野に入れてもらうとよいと思うので、広い意味での連携を深めてほしい。

(事務局)

日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携については p. 57 に記載しており、移行がすべてではないと思うが、連携のかたちを考えていきたいと思っている。

(委員)

p. 54 の権利擁護支援の図で、中核機関等から延びている矢印はどのような関係を示しているのか。

(事務局)

図に記載している団体や機関との連携を示している。

(委員)

中間機関等からチームへの矢印はないが、直接の連携は示さないのか。また、権利擁護サポートセンターと基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センターが一体となってやるようにも読めるが、これからどのように連携していくのかもよくわからない。

(事務局)

中核機関等とチームとの連携は、相互の矢印で示している。また、中核機関等の四角は地域の相談機関での相談支援の充実の項をふまえ、権利擁護サポートセンターと各区の基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センターの役割分担と、地域包括支援センターなども含めた階層的なバックアップを行い、一体となって地域連携ネットワークの中核的な役割を担っていくということを示している。これらはこれまでも行ってきたことだが、国が示した図にあわせてあらためて整理すると、矢印がいっぱいわかりにくいというご指摘だと理解した。

(委員)

イメージ図なのでそういうものかとは思いますが、私のNPOでは権利擁護サポートセンターは地域包括支援センターへの支援が中心で、NPOの話を直接聞いてくれないという意見も出ていた。バックアップ機能は必要だと思うが、そうしたことも含めて位置づけを考えてほしい。

(進行役)

図は気になるところだが、いかにきちんと機能するネットワークをつくるかということであり、難しいとは思いますが、最終までに検討してもらえればと思う。

(委員)

p. 56 の成年後見制度の相談やニーズ把握について、消費生活センターなどの消費者保護行政からニーズを把握できることも多いと思うが、連携について記載されていないので、入れてもらった方がよい。また、利用支援体制について、市長申立は言葉として出てこないが、市の役割として、市長申立や利用支援事業をしっかりとやっていくことが入っていないのはなぜか。

(事務局)

消費者保護行政との連携については、入れ方を検討したい。

市長申立については、各保健福祉総合センターでかなりていねいな対応ができており、十分かというご意見はあると思うが、あらためて計画に記載するのはそぐわないと考えて、あえて入れていない。利用支援事業についても昨年度から市長申立以外にも報酬の付与を拡大しており、あえて書いていない。

(委員)

利用支援事業を拡大していることはすばらしい取組だと思うが、例えば大阪市では、市民後

見人の必要経費も出せない場合に公費で助成しており、まだ課題はあると思う。

(委員)

利用支援事業で報酬の対象が拡大され、専門職が困難事例も受けられるようになったのは大きいですが、申立に関して、法テラスが使えない場合の費用の支援は課題であり、SDGsも掲げられるなかで、持続、継続する項目としてあげてもらえると安心できるので、検討してほしい。

(委員)

市長申立には地域包括支援センターが関わることも多く、虐待認定をして市長申立になるケースも今後は増えるのではないかと思うが、現場では、予算の関係なのか、年度の上半期に多く利用されると下半期は難しいという話も出ることがある。

(事務局)

担当課としてもこれまでと比べても今年度は市長申立の件数が多く、まだまだ増えるのではないかと感じている。ただし、相談機関のみなさんが感じておられる対応の不十分さについては、真摯に受け止めたいと思う。

(委員)

中核機関については、具体的なところを最終の懇話会で示してもらえると期待している。p. 55 の成年後見制度の広報や啓発について、例えば大阪市では、成年後見支援センターで広報の部会をつくって検討しているが、市には広報の担当部署があり、どのようにアクセスすれば広く理解していただけるかなどが蓄積されているので、広い意味で縦割りをなくし、行政内の資源を活用することも検討するとよいと思う。

(事務局)

大阪市の取組はお聞きしている。市の広報課にすべてを担ってもらうことは難しいので、連携して取り組んでいきたいと思っており、委員のみなさんからもご意見をいただきながら、委員からもご指摘のあった広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を使っていきたい。

(委員)

更生保護サポートセンターは、今後、再犯防止を推進していくうえでの大きな拠点になると考えているが、p. 48 の更生支援の図では更生保護ボランティア等の部分に入るのか。

(事務局)

保護司の活動をサポートするセンターだと考えており、ご指摘のとおり、更生保護ボランティアの部分に入ってくると思う。

(委員)

更生保護サポートセンターは各区に設置されているが、個人的にはどこかに基幹型のセンターをつくり、各区のセンターがサテライト的に使われるのがよいと考えており、もう少し位置づけを考えていきたいと感じている。

(事務局)

更生保護のネットワークをうまく機能させるには、第一に個別支援がしっかりなされないといけないと思う。以前に見学させていただいた堺区のサポートセンターは秘匿性のある区切られた場所が確保されており、サポートセンターで面談することなどもいっしょに考えていきたいと考えているが、まずは専門職に存在を知っていただくことから取り組んでいきたいと思っている。

(進行役)

他に意見はないか。いろいろなご意見をいただいたが、さらに誤字脱字なども含めて気になることがあれば、事務局に知らせてほしい。